

# 監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 大 貫 正 男 殿

平成 19 年 5 月 2 日

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
監 事 風 間 邦 光  
監 事 春 日 昇

私ども監事両名は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 8 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

## 1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

## 2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。  
これまでの会計年度監査報告で指摘してきた支部会計における多額の繰越金による内部留保比率は支部間に格差はあるものの、総体としては大幅に改善され財務改善アクションプランの成果が表れたとみられる。法人会計基準変更も視野に入れかつ支部の財務運営の実績を勘案しながら当面は本会計年度の実績を維持されたい。
- (2) 累積会費未収金は支部執行部の経年度分徴収への努力にも拘わらず減少していない。定額会費、定率会費はそれぞれ徴収根拠、方法に違いはあるものの法人の独立活動の源泉であり構成員の義務であることを十分認識されたい。次年度以降において早急に実情を精査・整理し、事案によっては法的手段を加味した抜本的改善を図られたい。
- (3) 当該年度に発覚した一會員の過大な報酬不正受給は、適正な報酬受領が事業、職務全体の信頼性確保と密接に関連していることを改めて示した。  
継続的職務において定期的に納入が課せられる定率会費は、業務報告と一体となって自らが適正な職務執行をチェックする重要な機能を有していることを組織員全体で再認識したい。
- (4) 事業報告書の内容は事実と認めうる。
- (5) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上